

ひとり親家庭への支援の拡充（寡婦（寡夫）控除のみなし適用）について

1 趣 旨

現在、ひとり親家庭のうち、死別・離婚等の場合には、税法上の寡婦（寡夫）控除が適用されているが、婚姻歴のない場合は適用されていない。

区では、ひとり親家庭への支援を拡充するため、婚姻歴のないひとり親家庭への寡婦（寡夫）控除のみなし適用を実施し、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図る。

2 実施内容

(1) 対象者

婚姻歴のないひとり親で児童扶養手当の受給者

(2) 対象事業

サービスの利用要件や利用料等が所得を基準として定められている事業（法定給付や定額制は除く）

裏面のとおり

3 申請手続

すべての対象事業について一括申請できる様式により、本人が申請する。その際、児童扶養手当受給者情報の照会及び次回以降の自動更新等について同意を得る。

4 実施時期

平成28年2月から受付を開始し、4月から適用開始する。

4月以降は、原則として申請月の翌月から適用を開始する。

5 対象者見込数

約230人（児童扶養手当受給者のうち未婚者 平成27年7月30日現在）

6 今後の予定

平成27年	12月	委員会報告
平成28年	1月	規定整備
		対象者あて郵送、ホームページ等により周知
	2月	受付開始
	4月	適用開始

寡婦（寡夫）控除のみなし適用対象事業

対象事業	所管分野
・ 特定教育・保育施設保育料 ・ 私立幼稚園等保護者補助金 ・ 認証保育所保護者補助金	保育園・幼稚園
・ 短期特例保育 ・ 病後児保育 ・ 養育支援ショートステイ ・ 養育支援ヘルパー派遣事業 ・ ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業 ・ 高等職業訓練促進給付金等事業 ・ 母子生活支援施設徴収金 ・ 入院助産徴収金 ・ 保健指導票交付事業	子育て支援
・ 学童クラブ保育料・おやつ代	北部地域ケア
・ 産後ケア事業（宿泊型、デイケア、ケア専門家派遣）	中部地域ケア
・ 在宅障害者日中一時支援事業 ・ 移動支援サービス事業 ・ 車いすガイドヘルプサービス事業 ・ 重度障害者（児）寝具乾燥サービス事業 ・ 障害者電話基本料金等助成事業 ・ 重度障害者（児）住宅改善事業 ・ 障害者自動車運転教習費助成事業 ・ 身体障害者用自動車改造費助成事業 ・ 福祉タクシー事業及びリフト付福祉タクシー事業	障害福祉
・ 区営住宅使用料 ・ 障害者福祉住宅使用料 ・ 区民住宅使用料	都市計画
・ まちづくり事業住宅使用料	地域まちづくり